

自転車 安全利用五則

Bicycle rules



自転車は道路交通法上の「軽車両」で車の仲間です。車と同じように、運転する人が守らなければならない交通ルールがあります。



吉田くん出演！交通安全動画はこちら！



自転車の交通ルールや取締りについてはこちら

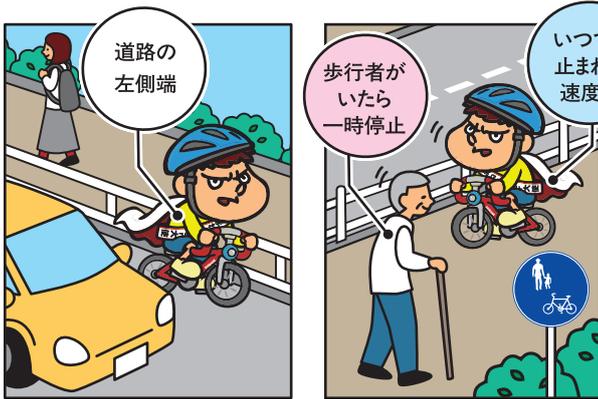
警察庁交通局
【自転車ポータルサイト】

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

Bicycle rules

Bicycle rules

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先



普通自転車が例外的に歩道を通行できる場合

「普通自転車歩道通行可」の標識や標示があるとき

子ども(13歳未満)、高齢者(70歳以上)、一定の身体障がいや有する人が運転しているとき

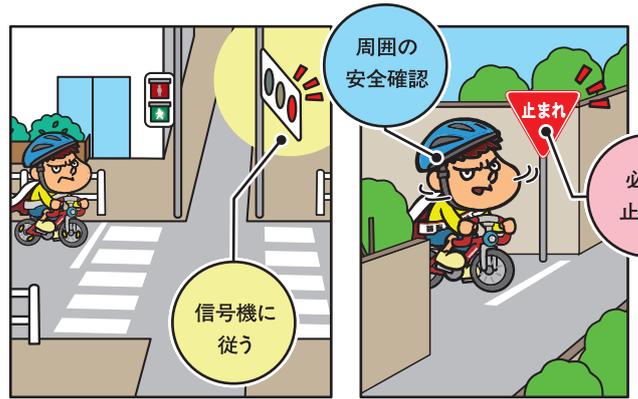
通行の安全確保のためにやむを得ないと認められるとき

◆道路工事をしている ◆駐車車両が続いている ◆交通量が多く道幅が狭い など



※普通自転車とは、車体の大きさや構造が一定の基準に適合する自転車で、他の車両をけん引していないものをいいます。

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認



自転車が従う信号機は次のとおりです

車道を進行するとき



車両用信号

歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合



歩行者・自転車専用

横断歩道を進行するとき



歩行者用信号

Bicycle rules

Bicycle rules

Bicycle rules

3 夜間は ライトを点灯



4 飲酒運転は 禁止



5 ヘルメットを 着用



万一の事故に備えて
自転車保険に加入しましょう！

点字ブロックの上や周囲、他の人や車の迷惑となる場所など
自転車の置き場所に注意しましょう！

自転車による

主な反則行為と反則金

対象者
16歳
以上



信号無視(赤色)



反則金 **6,000円**

指定場所一時不停止



反則金 **5,000円**

並進禁止違反



反則金 **3,000円**

遮断踏切立入り



反則金 **7,000円**

携帯電話使用等(保持)



反則金 **12,000円**

公安委員会遵守事項違反



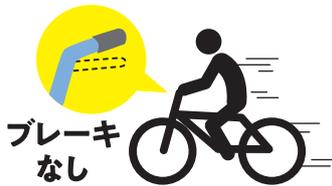
反則金 **5,000円**

通行区分違反(右側通行)



反則金 **6,000円**

自転車制動装置不良



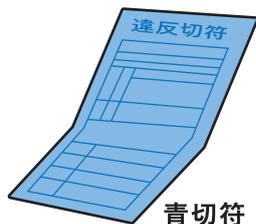
反則金 **5,000円**

自転車は
正しく乗らなきゃ
事故するぞ

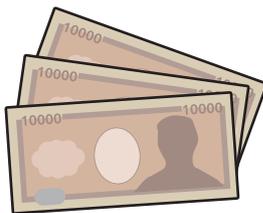


等

悪質・危険な
行為は
検挙



反則切符



反則金の納付

手続終了

飲酒運転や
あおり運転等の重大違反は、
これまでどおり
刑事手続きとなります。

